平成２１年（フ）第７０１号
岐阜県関市迫間台１丁目15番11号
債務者　中島　理恵
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８３９号
岐阜県本巣郡北方町柱本南２丁目99番地
債務者　杉山　ゆり（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８７０号
岐阜県羽島市上中町長間1681番地２
債務者　平野　正人
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８７５号
岐阜市加納愛宕町18番地　愛宕住宅820号室
債務者　廣瀬　和子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６６号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本998番地の88
債務者　松島　　栄
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第１４８号
山口県山陽小野田市大字埴生1378番地３
債務者　村上　雅志
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２０２号
山口県宇部市大字西岐波4422番地１
債務者　松本　　忠
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２０３号
山口県宇部市大字西岐波4422番地１
債務者　松本　球美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２０６号
山口県宇部市鵜の島町５番31―202号
債務者　下川　英昭
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３号
山口県宇部市川添３丁目７－５、住民票上の住所山口県宇部市大小路３丁目１番21号
債務者　一ノ宮文映
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第４５２号
徳島県鳴門市大津町木津野字西辰巳８番地２
債務者　香美　博行
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５３号
徳島県鳴門市大津町木津野字西辰巳８番地２
債務者　香美　祐子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５４号
徳島県鳴門市大津町木津野字西辰巳８番地２
債務者　香美　美代
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６号
高知市春野町東諸木3468番地
債務者　前島康治郎
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１００２号
高知県香南市香我美町徳王子3585番地２―１―503
債務者　渡辺　圭子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０１８号
高知市春野町南ケ丘３丁目３番地５
債務者　小松　典子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０１９号
高知県香美市土佐山田町宝町１丁目９番22号
債務者　大﨑友加里
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０２０号
高知市横浜南町７番13号
債務者　筒井美佐子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
高知地方裁判所破産係